

# 災害に便乗した 悪質商法に注意!



豪雨、台風などの大規模な災害の後には、  
便乗した悪質商法等のトラブルが発生する傾向にあります。

豪雨等の被害を調査すると告げ、調査後、

- ・本来必要なのに「〇〇が壊れているから工事が必要」
- ・「火災保険を使えば、自己負担がなく、雨どいの工事ができる」
- ・「修理に火災保険が使えるので請求しませんか」

などと契約を迫る業者とのトラブルが多く発生しています。



屋根の瓦がずれていますね。雨どいも壊れてますね。  
保険で修理できますよ！無料で修理できるんですよ！  
お金はかかりません。



実際には保険金がない、請求額より少ない、  
または解約すると言ったら高額な解約金を請求されことも…。

古くなったところなどはありませんか。  
今回の雨で壊れたことにすれば、古くなったところも保  
険金できれいになりますよ。



ウソの理由で保険金を請求することはできません。  
( 詐欺に該当する場合があります。 )



困ったとき、まずはご相談ください。



消費生活相談に関することは

埼玉県消費生活支援センター ☎ 048-261-0999  
消費者ホットライン ☎ 188

損害保険に関するご相談は

一般社団法人日本損害保険協会 ☎ 0570-022808  
そんぽADRセンター

保険金不正請求に関する情報提供は

一般社団法人日本損害保険協会 ☎ 0120-271-824  
保険金不正請求ホットライン

東松山警察署 ☎ 0493-25-0110